

たつの市定例記者会見資料	
発表年月日	令和3年2月1日（月）
担当課	総務部総務課
電話	0791-64-3142

報道機関各位

市へ提出される申請書などの押印を廃止

国においては、「書面・押印・対面」に基づく行政手続の見直しが推進されています。本市においても市民や事業者の行政手続に係る負担の軽減と利便性の向上を図るため、市に提出される申請書や届出書などのうち市独自の手続について見直しを行い、実印や金融機関届出印等の押印を求める手続を除き押印を廃止します。

なお、国の法令や県の条例等に押印が規定されている手続については、国や県の動向を注視し、適宜見直しを行います。

記

- 1 押印の見直しの対象となる手続 1, 510件
 - (1) 押印を廃止する手続 1, 446件（95.8%）
 - 《例》・各施設の利用申請書 ・各種補助金交付申請書
 - ・放課後児童クラブ入会申請書 など
 - (2) 押印を引き続き必要とする手続 64件（4.2%）
 - 《例》・市営住宅入居請書 ・官民境界協定申請書
 - ・各種貸付金借用証書 ・各種預金口座振替依頼書 など
- 2 押印の見直し実施日 令和3年4月1日
- 3 市民等への周知方法について

令和3年2月 1日 記者発表、市ホームページにおいて手続一覧を公開

令和3年2月10日 市広報誌により住民へ周知
- 4 その他留意事項
 - (1) 当面の間、廃止前の様式を使用する場合がありますが、「印」欄については、取消し線を引くなどにより対応します。
 - (2) 押印を廃止した手続であって、各種様式に押印された申請等についても廃止前と同等の取扱いとします。